

公益社団法人日本綱引連盟  
国際大会チーム派遣規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本綱引連盟（以下「本連盟」という）が世界選手権大会をはじめとし、海外で実施される各大会に日本代表として出場するチーム（以下「日本代表チーム」という。）の選考基準について規定する。

(事業決定)

第2条 日本代表を派遣する国際大会は年度の事業計画で承認された大会とする。  
2 事業計画後、本連盟に通知のあった国際大会に日本代表チームを派遣する場合には、理事会の承認を必要とする。

(対象大会)

第2条 この規程の対象となるのは、次の大会（以下「国際大会」という。）とする。  
① 国際綱引連盟（TWIF）が主催するアウトドア大会及びインドア大会  
② アジア綱引連盟が主催する各大会  
③ それ以外に国を代表して参加するため連盟が認めた大会

(選考基準)

第3条 競技者登録並びにチーム登録を行っているチームとし、前条の国際大会の代表は前年度全日本選手権大会での上位入賞チームから競技本部により選考する。  
2 上記チームより代表の辞退申し出があった場合はその下位チームとする。  
3 日本代表チームの決定は理事会の決議を必要とする。

(旅費助成)

第4条 日本代表チームへの交通費助成は、公益財団法人日本スポーツ協会へ申請し、補助の対象となった国際大会とし、同協会からの補助額により、理事会にて旅費助成の金額を決定する。

(報告)

第5条 国際大会終了後、参加した日本代表チームは、結果など本連盟に対し文書で速やかに報告する。

(規程の遵守)

第6条 国際大会の派遣については本規程に基づいて行い、これに反する行為があった場合は、競技本部長から行為者より事情聴取を行い、状況を確認後、理事会に報告し、理事会にて該当行為者に対する処分を決定する。

(情報公開)

第7条 本連盟が選手を派遣する国際大会および選考したチーム名については本連盟ホームページで公開する。

(不服申立)

第8条 本連盟のする決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

(改訂)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

付 則

1 この規程は令和6年7月21日より施行する。